

◎工エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称)米国とのエネルギー等研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成七年一月十三日 東京で  
平成七年二月一日 効力発生  
平成七年二月二十七日 告示  
(外務省告示第一五〇号)

前文	平成七年一月十三日	東京で
第一条 延長期間	平成七年二月一日	効力発生
第二条 効力発生	平成七年二月二十七日	告示
末文	一二四五	(外務省告示第一五〇号)

前文

エネルギー及び米国合衆国政府は、  
衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT BETWEEN  
THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA  
AND THE GOVERNMENT OF JAPAN  
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT  
IN ENERGY AND RELATED FIELDS

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

一九百七十九年五月一日にワシントンで署名され、一千九百八十九年四月二十八日及び一千九百八十九年十月二十一日には延長され、並びに一千九百九十年一月一日に改正されたエネルギー及び関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」といふ。）の有効期間が一千九百九十五年一月一日に終了するのを認識し、

協定第十一条の規定に従つて行動し、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、一千九百九十五年一月一日をもつ五年間延長する。

第二条

この議定書は、一千九百九十五年一月一日に効力を生ずる。

末文

一千九百九十五年一月十二日は東京で、ひしょく正文である日本語及び英語による本書一通を作成した。

DONE at Tokyo, this thirteenth day of January, 1995,  
in duplicate, in the English and Japanese languages, each  
text being equally authentic.

日本国政府のため

日本國立

FOR THE GOVERNMENT OF THE  
UNITED STATES OF AMERICA:  
FOR THE GOVERNMENT OF  
JAPAN:  
John H. Gibbons Kozo Igarashi

アメリカ合衆国政府のため  
ジョン・H・ギボンズ

(参考)

この議定書は、昭和五十四年五月一日に署名され、平成元年四月二十八日及び平成元年十月三十  
一日付けの交換公文により延長され、平成二年二月一日付けの交換公文により延長及び一部改正さ  
れた米国とのエネルギー等研究開発協力協定（昭和五十四年二国間条約集及び条約集第二九八七号  
参照）の有効期間を更に五年間延長するものである。